

# 総務常任委員会 所管事務調査報告書

## 携帯電話の不感地域・テレビの難視聴地域について

〔調査期間〕 令和2年3月3日

〔調査内容〕

### 1. はじめに

議会報告会により、地域住民から携帯電話の不感地域・テレビの難視聴地域の解消について意見が出されたので、総務常任委員会において所管課である管財課から現状の報告を受けた。

### 2. 携帯電話の不感地域について（執行者説明）

#### （1）不感地域の定義

携帯電話の通信サービスを事業展開している3キャリア（DoCoMo、au、Softbank）のいずれの電波も受信しない場所であること。

#### （2）庄原市の不感地域の現状

平成30年度末時点では、23地区で63世帯が不感地域となっていたが、新たに8地区の不感が解消し、令和元年度末までで不感地域は15地区35世帯まで減っている。

### 3. テレビの難視聴地域について（執行者説明）

#### （1）庄原市の現状

平成26年度までに実施された地上デジタル放送移行に伴う補助事業等により、庄原市内のすべての難視聴地域については解消している。

### 4. 今後のスケジュール

携帯電話の不感地域について、一部の事業者ではあるが2023年度末までに、すべての居住世帯の不感を解消する計画を公表している。

### 5. 委員会における主な質疑等

〔質疑〕 携帯電話の不感地域の解消はどのような方法で行っているのか。

〔答弁〕 電波塔の設置、アンテナの向きや強度の変更等で行っている。

〔質疑〕 庄原赤十字病院の巡回診療車の電子カルテ等の通信不感は解消したのか。

〔答弁〕 キャリアの変更を行ったことで、現在通信不感は解消している。

〔質疑〕 一部事業者が2023年度末までにすべての携帯電話の不感を解消するとされているが、庄原市として思いは。

〔答弁〕 これまで以上に、国・県・市町村、事業者相互においても協力体制をとって、居住世帯の不感地域を無くそうと取り組むとされているので、庄原市としても協力体制を今後も続けてまいりたいと考えている。